

- 入院料の施設基準における栄養管理体制の基準に、**標準的な栄養評価手法の活用及び退院時も含めた定期的な栄養状態の評価を栄養管理手順(標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等)**に位置づけることを明確化する。

- 小児入院医療管理料や小児特定集中治療室管理料等を算定する病棟のみを有する保険医療機関以外の入院基本料及び特定入院料を算定している医療機関において、**厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた適切な意思決定支援に係る指針を作成していることを要件とする。**また、既に当該指針の作成が要件となっている入院料等の施設基準については廃止する。

⇒がん患者指導管理料、**地域包括診療加算、地域包括診療料、認知症地域包括診療加算、認知症地域包括診療料、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院の届出医療機関も、適切な意思決定支援に係る指針の作成が要件**

- 入院料の施設基準に、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため、**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないことを規定する**とともに、身体的拘束の最小化の実施体制を整備することを規定する。なお、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む)における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定によるものとする。

⇒別に厚生労働大臣が定める基準のうち、**身体的拘束最小化に関する基準を満たすことができない保険医療機関については、第1節(特別入院基本料等を除く)、第3節及び第4節(短期滞在手術等基本料1を除く)の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点を減算**する。

● 身体的拘束最小化の基準

- (1) 当該保険医療機関において、**患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。**
- (2) (1)の**身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。**
- (3) 身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいうこと。
- (4) 当該保険医療機関において、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される**身体的拘束最小化チームが設置**されていること。なお、必要に応じて、薬剤師等、入院医療に携わる多職種が参加していることが望ましい。
- (5) 身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施すること。
 - ア 身体的拘束の**実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底**すること。
 - イ 身体的拘束を最小化するための**指針を作成し、職員に周知し活用**すること。なお、アを踏まえ、**定期的に当該指針の見直し**を行うこと。また、当該指針には、鎮静を目的とした薬物の適正使用や(3)に規定する身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化に係る内容を盛り込むことが望ましい。
- (6) (1)から(5)までの規定に関わらず、**精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む)における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による。**